

## 令和3年度第12回安塚区地域協議会次第

日時：令和4年2月22日（火）午後6時から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 報 告

(1) 令和4年度地域活動支援事業について

資料 No. 1

～

資料 No. 4

### 4 自主的審議事項

(1) 住みやすい安塚の在り方について

資料 No. 5

資料 No. 6

### 5 その他

(1) 次回開催 令和 年 月 日（ ）午後 時 開会

### 6 閉 会

# 私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和4年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮って御応募ください。



## ■募集期間

**令和4年4月1日(金)から4月28日(木)正午まで**

**※郵送提出の場合は当日消印有効とします。**

## ■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※上記のほか、防犯灯のLED整備事業については、市の補助事業を活用するものとし、安塚区では地域活動支援事業の補助対象となりません。

## ■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### <ポイント！>

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和4年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、安塚区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■補助金額

# 《安塚区の予算（配分額）》 510万円

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 安塚区の補助率は原則補助対象経費の100%です。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。
- ・ 安塚区においては、補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とします。

### <ポイント！>

- ・ 補助金の額は1万円単位（1万円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## ■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、持参または郵送により安塚区総合事務所へ提出してください。

### <ポイント！>

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細について御確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、安塚区総合事務所へ事前に御相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、安塚区総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、市または地域協議会が審査を行い、採択事業等を決定します。
- ・ 安塚区では、市が審査を行います。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）を行います。
- ・ 審査は、次の視点を踏まえて行います。

## (1) 安塚区の採択基本方針

### (1) 優先して採択する事業

- ・安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。
- ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業
- ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業
- ④中山間地域の活性化に資する事業
- ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業
- ⑥良好な景観づくりに資する事業
- ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業
- ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業
- ⑨安全安心のまちづくりに資する事業
- ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業
- ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業

### (2) その他の事業

- ・優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

## (2) 基本審査・共通審査

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。
- ・安塚区では共通審査基準の採点者全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とします。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。

### 《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

## <ポイント!>

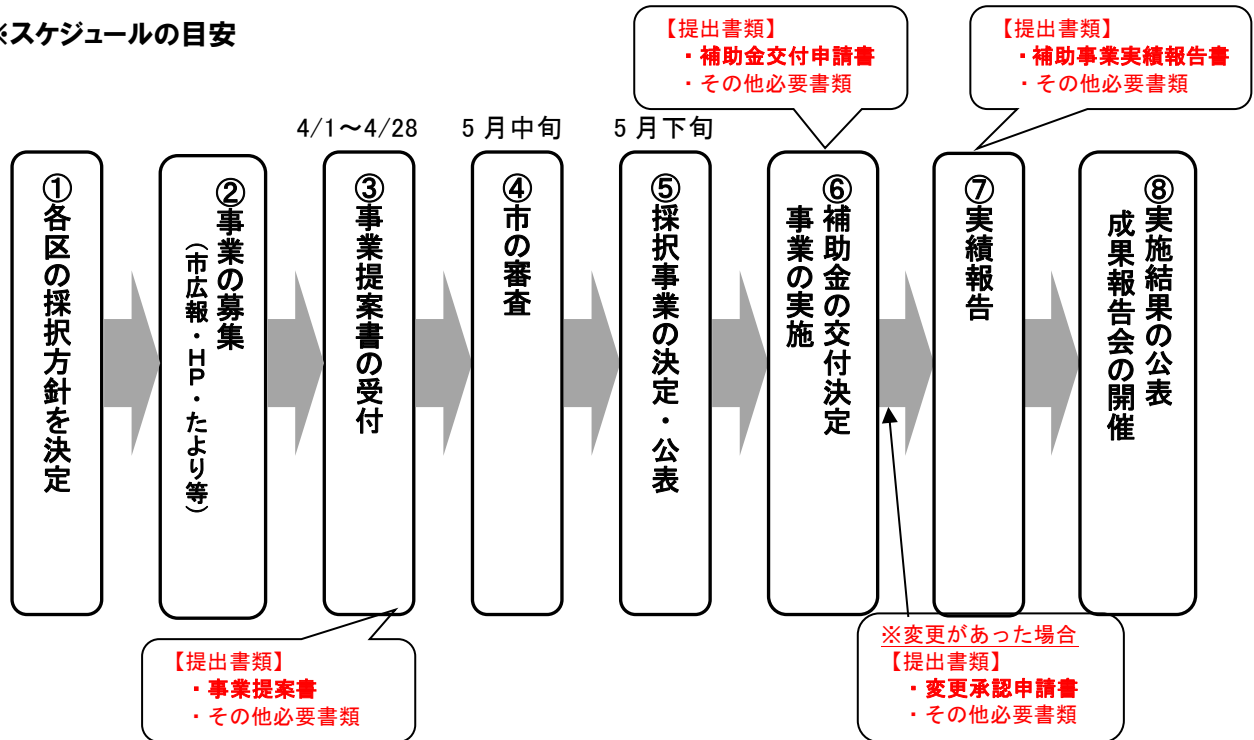
- ・市の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、安塚区総合事務所で御確認ください。

## ■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果報告会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめ御了承ください。

## ■フロー図（事業実施の流れ）

### ※スケジュールの目安



応募をお考えの方は、まずはお気軽に御相談ください！

安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-592-2003

募集期間中、応募・事業提案に係る相談を行います。事業内容や事業提案書等の作成方法など、応募・事業提案に関することなど、お気軽に御相談ください。ただし安塚区で実施する事業に限ります。

※事前に電話予約をお願いいたします。直接おいでになりますと長時間お待ちいただく場合があります。御協力をお願いします。

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！



上 越 市

自治・市民環境部 自治・地域振興課 (電話 025-526-5111)

## 令和4年度 上越市地域活動支援事業（安塚区） 審査・採択の基本的なルールについて（案）

### 1. 審査の基本的なルール

#### (1) 提案事業の審査を行う市職員

- ・審査を行う市職員は、次長、グループ長、各班長の5人以上とする。
- ※提案事業の相談、受付を担当する職員と所長は審査から除外する。

#### (2) 市職員による提案内容の確認

- ・事務局は事業募集終了後、「地域活動支援事業提案書受付一覧」を作成し、申請者による「事業提案書（写し）」、採点票及び質問票を審査担当の市職員に配布する。
- ・審査担当の市職員は提案書（写し）の内容を確認したうえで、質問等あれば配布された質問票に記入し、事務局に提出する。
- ・事務局は質問票を取りまとめ、該当の提案団体に質問票と回答票を送付する。
- ・事務局は回答票を取りまとめ、「質問・回答一覧表」を審査担当の市職員に配布する。

#### (3) プレゼンテーションの実施

- ・提案団体によるプレゼンテーションを実施する。
- ・提案団体は提案内容を説明した後、審査担当の市職員からの質疑に答える。
- ・各提案団体の持ち時間は、説明・質疑応答を含めて10分程度とする。

#### (4) 市職員による審査・採点

- ・プレゼンテーション終了後、審査担当の市職員は配布された資料等の内容を踏まえて、基本審査、優先採択方針との適合性（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）の判断と共通審査項目の採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業は採点を行わない）。
- ・審査担当の市職員による採点結果は、事務局への「採点票」の提出をもって確定する。

#### 安塚区の採点方法

- ・審査は、「採点票」に基づき、書類により行う。
- ・基本審査欄は、「適合する・適合しない」をチェックする。
- ・基本審査で「適合しない」とした審査担当の市職員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、「適合しない」とした理由を必ず記載する。
- ・採択方針との適合性について、「適合する・適合しない」をチェックする。
- ・審査項目の審査基準ごとに5段階で評価する。
- ・審査基準ごとの評価を踏まえて、採点（1点から5点の範囲）を行う。
- ・2点以下の採点をした場合、その他の特記事項に劣っている理由を記入する。

#### 配点の目安

5点…優れている	4点…やや優れている	3点…普通
2点…やや劣っている	1点…劣っている	

#### (5) 採点票の集計

- ・事務局は、提案事業ごとに採点票を集計し、平均点を算出する。
- ・基本審査で「適合しない」とした事業も平均点を算出する際は、その採点者を割り返す人数に加える。

## 2. 採択の基本的なルール

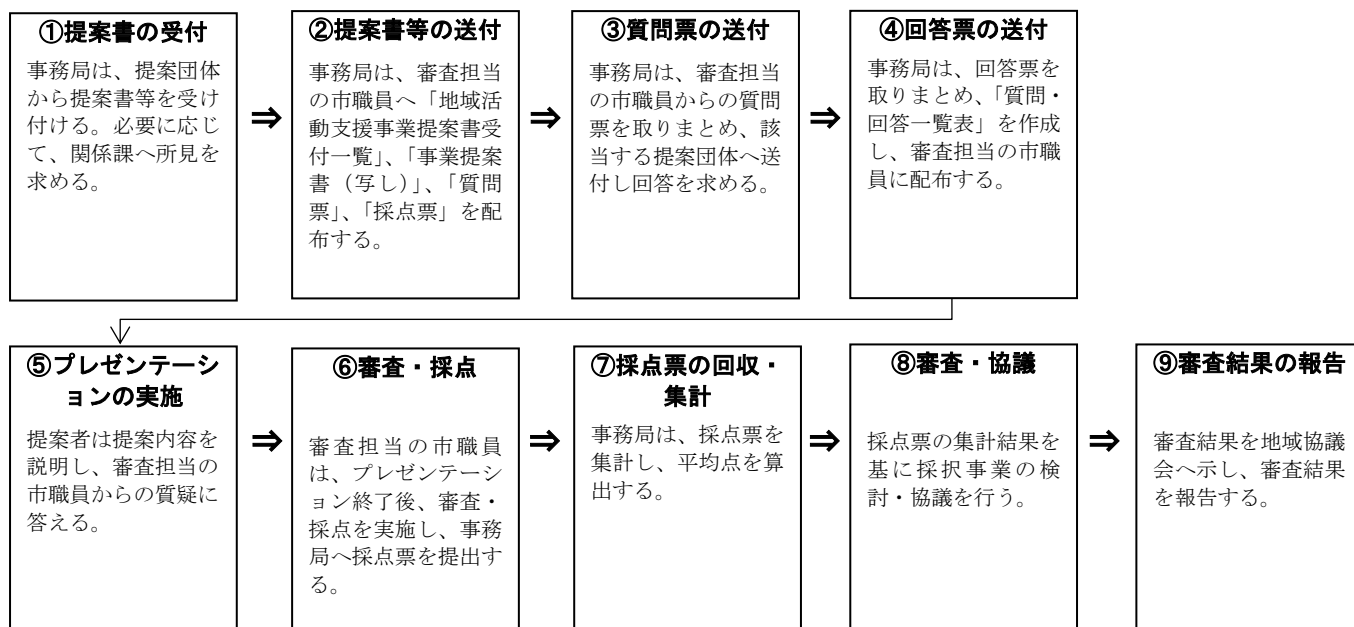
### (1) 採択事業の検討

- ・採点票の集計結果が確定した後、審査担当の市職員で採択事業の検討・協議を行う。
- ・提案事業は、共通審査基準の採点合計の平均点が 15 点に満たない場合は不採択とする。
- ・ただし、採択事業の補助金額総額が配分額に満たない場合は、協議によって 15 点未満でも採択できる。この場合、劣っている部分の改善を条件とする。

### (2) 補助額の検討

- ・補助率は原則補助対象経費の 100%とする。ただし、補助金の総額が配分額を上回る場合や、事業内容等により補助金額や補助率を調整する。
- ・補助金額は 1 件 5 万円以上、上限をおおむね 100 万円とし、1 万円単位で助成する。

### <参考>ながれ (イメージ)



1. 採点対象

事業名	
提案者名	

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

※適合しないとした場合、必ず理由を記入してください。

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p><b>1 優先して採択する事業</b>                  安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業                  ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業                  ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業 ④中山間地域の活性化に資する事業                  ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業 ⑥良好な景観づくりに資する事業                  ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業                  ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業                  ⑨安全安心のまちづくりに資する事業 ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業                  ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業</p> <p><b>2 その他の事業</b>                  優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。</p>	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。

審査項目	審査基準	評価欄					採点欄
		1	2	3	4	5	
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか</li> <li>全市的な方向性と合致しているか</li> <li>提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>	_____	_____	_____	_____	_____	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか</li> <li>地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>ほかの方法で代替できないものであるか</li> <li>補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか</li> </ul>	_____	_____	_____	_____	_____	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>	_____	_____	_____	_____	_____	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>	_____	_____	_____	_____	_____	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか</li> <li>事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか</li> <li>提案団体に、信頼性や将来性はあるか</li> </ul>	_____	_____	_____	_____	_____	
合計							

\* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

※事業に関するご意見のほか上記の審査項目において2点以下の採点をした場合、必ず理由を記入してください。



## 令和4年度上越市地域活動支援事業（安塚区）について

## ●今後のスケジュール

項 目	令和3年度	令和4年度【案】
①事業の概要説明 （成果報告会）	3月5日（金）	3月11日（金）
②事前相談	3月8日（月）～3月31日（水）	3月14日（月）～3月31日（木）
③募集要項の配布 （全戸配布、防災行政無線）	3月25日（木）	3月25日（金）
④事業提案書の受付期間	4月1日（木）～4月30日（金） 正午まで ※郵送提出の場合は当日消印有効	4月1日（金）～4月28日（木） 正午まで ※郵送提出の場合は当日消印有効
⑤プレゼンテーション	5月18日（火） ※事前に書面による質疑回答を実施	5月中旬 ※事前に書面による質疑回答を実施
⑥全体審査	5月20日（木）	5月下旬
⑦地域協議会への報告	—	5月下旬

## 各種団体等へのアンケート・意見交換の実施について【案】

### 1 アンケート

- (1) アンケートは地域住民に対してのみ実施し、企業や区内活動団体等に対しては実施しない。
- (2) 地域住民は中学生以上を対象とする。
- (3) アンケートの配布・回収については、町内会長・自治会長へ依頼する。  
⇒2月10日(木)に開催した町内会長・自治会長合同説明会において依頼済。

### 2 意見交換

- (1) 意見交換は以下の区分に応じて実施する。(対象者のリストは別紙のとおり)
  - ①町内会・自治会：各会長へ参加を依頼
  - ②企業等：代表者へ参加を依頼
  - ③区内活動団体及び地域活動支援事業提案団体：各団体2名までで参加を依頼
  - ④安塚中学校：全校生徒へ参加を依頼
  - ⑤高田高等学校安塚分校：全校生徒へ参加を依頼
- (2) 各回とも5つ程度のグループに分かれて、ワークショップ形式で意見交換を行う。
- (3) 委員は原則全員参加とする。

## 意見交換会対象者リスト

◆区分1（町内会・自治会）

○各町内会長・自治会長【各1名、計29名】

◆区分2（企業等）

○代表者【各1名、計31名】

企業名等
上越市議会議員
上越東農林事務所長
上越東維持管理事務所長
上越森林管理署安塚治山事業所 治山技術官
上越警察署安塚交番所長
東頸消防署長
安塚郵便局長
小黒郵便局長
菱里郵便局長
高田高等学校安塚分校 校長
安塚中学校長
安塚小学校長
第四北越銀行安塚支店長
えちご上越農協安塚支店長
安塚商工会長
(株)スマイルリゾート総支配人
上越市社会福祉協議会 安塚支所長
やすづか学園長
特別養護老人ホーム あいれふ安塚施設長
安塚区地域協議会長
安塚区町内会長協議会長
(公財)雪だるま財団理事長
(特非)NPO雪のふるさと安塚 代表理事
安塚診療所長
安塚保育園長【追加】

企業名等
(農)ながくら 代表【追加】
(農)きらめき 代表【追加】
(農)ぼうがね 代表【追加】
(株)そごう頸城農場 代表【追加】
(農)ファーム直峰 代表【追加】
安塚区総合事務所長【追加】

### ◆区分3（区内活動団体及び地域活動支援事業提案団体）

○代表者等【各1名または2名、計36名（最大）】

区内活動団体

地域活動支援事業提案団体

団体名
NPO 自然王国ほその村
安塚文化協会
安塚自然友の会
坊金の杉を守る会
直峰城保存会
耕太郎農園
女性ネットワーク
そばの会（坊金）
やすらぎの里（伏野）
陽だまりの会（ボランティアグループ） 【現在活動していないため削除】
やすづかスポーツクラブ
手づくり百人協同組合
安塚区老人クラブ連合会（6クラブ）
安塚区子ども健全育成会

団体名
安塚スキークラブ
安塚観光協会
安塚ゲートボールクラブ
やすづか学園菱里地域支援委員会
山のうへの雪まつり実行委員会
音楽で安塚を元気にする会 【現在活動していないため削除】

※平成22年度～令和2年度で複数回提案している団体

※町内会・自治会、左記区内活動団体は除く

※不採択団体で現在も活動を継続している団体含む

### ◆区分4（学校）

○安塚中学校【全校生徒28名】※R4年度見込み数

○高田高等学校安塚分校【全校生徒（2・3年生）19名】※R4年度見込み数